

【事案Ⅱ－９】災害通院共済金請求

・平成 27 年 4 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人がゴルフのスイングにより頸部脊柱管狭窄症を発症し通院したとする災害通院共済金請求に対し、被申立人が、以前から頸部脊柱管狭窄の変性があったものとして災害性を認めず共済金支払非該当と判断したことに対し不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

約款・事業規約に基づく災害通院共済金 16 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 本件事故に基づく診断書に「頸部脊柱管狭窄症」という傷病名がついたとしても、この傷病名は申立人がゴルフのスイングを行い、首に異常が発生し病院に行き診断されたものである。したがって、申立人のゴルフのスイングがなければ発生しなかった傷病であるから、本件事故は不慮の事故を直接の原因と解するのが妥当である。
- (2) 「頸部脊柱管狭窄症」という加齢に基づく傷病名を不慮の事故から除くのであれば、事前に約款・事業規約に記載しておくべきである。
- (3) また、「頸部脊柱管狭窄症」という加齢に基づく傷病名を不慮の事故から除くのであれば、保険期間の長い人ほど不利益になり不公平だと考える。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 「頸椎脊柱管狭窄症」は、加齢に伴い頸椎の椎間板が変性し、周囲の靭帯、関節が肥厚したり骨棘が出たりした状態である頸椎症とほぼ同義語の疾病であり、外傷により一朝一夕に発症するものではなく、加齢あるいは長年の運動負荷などにより発症する変性疾患である。
- (2) 災害通院共済金の支払事由における「直接の原因」とは、不慮の事故と結果（傷病）において「因果関係」が存在することを要件としており、ここでいう因果関係とは事実的因果関係（条件関係）だけでは不十分であり、いわゆる相当因果関係を要件としている。
- (3) 申立人が主張する不慮の事故の後に「頸部脊柱管狭窄症」と診断されたことは確認できるが、医療照会の結果、主治医は「この状態は他物との接触、転倒などの外

圧によるものではなく、以前から変性の状態にあったものがゴルフのスイング動作を要因として痛み、運動制限が出現したものである」と回答している。

- (4) 申立人の「頸部脊柱管狭窄症」の原因は、加齢や長年の運動負荷などに伴う変性によるものと判断され、申立人が主張する不慮の事故の受傷の影響は軽微なもので通常人の健康には影響のない程度のものであったと推定されることから、少なくとも申立人が申告する不慮の事故と頸部脊柱管狭窄症に相当因果関係は認められない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件約款・事業規約には、災害通院共済金を支払う場合として、被共済者が共済期間中に、次の①および②のすべてをみだす通院をしたときとある。①共済期間中に発生した不慮の事故（交通事故を除く）を直接の原因とする通院、②同一の不慮の事故（交通事故を除く）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に通算して14日以上となる通院。さらに「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいますとある。
- (2) 災害通院共済金が支払われるための「不慮の事故を直接の原因とする」は、不慮の事故と通院治療との間に相当因果関係があれば足り、また相当因果関係が存在することを要するものと解するのが相当である。そして相当因果関係が存在するというためには、その行為がなければその傷害（傷病）が生じなかつたであろうと認められ、かつ、そのような行為があれば通常はそのような傷害（傷病）が生じるであろうと認められる場合でなくてはならない。
- (3) ゴルフスイングによって、申立人に左頸部から肩甲部に鈍痛ないし運動制限の症状が出現したが、このような症状は、申立人の傷病名を頸部脊柱管狭窄症とする傷病が原因であり、言い換えてみれば、ゴルフスイングをきっかけとして申立人に既に存在していた頸部脊柱管狭窄症を原因としてかかる症状が出現したものである。
- したがって、本件ゴルフスイングがなければ頸部脊柱管狭窄症が生じなかつたものではないし、本件ゴルフスイングのような行為があれば通常頸部脊柱管狭窄症が生じるであろうと認められるものでもないから、申立人のゴルフスイングと頸部脊柱管狭窄症との間に相当因果関係が存在することはなく、ゴルフスイングは頸部脊柱管狭窄症の直接の原因ではない。